

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 6月 7日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 6月 7日午後 0時02分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 23名 欠席 1名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	△	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長	前 野 拓		事務局 次長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総	務	部	長	吉	田文彦
政	策	推	進	部	長
財	政	部	長	齋	藤嘉彦
福	祉	部	長	田	中英樹
健	康	増	進	部	長
ま	ち	づ	く	り	振
建	設	部	長	野	口昇
都	市	整	備	部	長
教	育	部	長	渡	来真一
消	防	部	長	浅	野和生
総	務	部	次	長	井
福	祉	部	次	長	橋
情	報	管	理	課	長
政	策	推	進	課	長
都	市	計	画	課	長
中	心	市	街	地	整
指	導	課	長	岡	田直紀
子	ど	も	青	少	年
		課	長	軽	部幸雄
			長	佐	藤睦子
			長	岩	崎弘宜
			長	高	中誠
			長	大	久保益雄
			長	中	村有幸
			長	丸	山信彦
			長	長	塚逸人

令和6年第2回取手市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年6月7日（金）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 根岸裕美子 議員
- ② 細谷 典男 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

①根岸裕美子 議員

②細谷 典男 議員

速報版 ● 未校正

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 23 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

佐野太一君から、看護のため欠席届が提出されています。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますのでご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 皆さん、おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。まず 1 項目め、地域公共交通計画策定について伺ってまいります。資料を使いますので席を移動いたします。

〔8 番 根岸裕美子君質問席に移動し資料を示す〕

○8 番（根岸裕美子君） いよいよ予算が確定して、令和 7 年度の地域公共交通計画策定に向け動き出しました。市民との意見交換会でも毎回必ず上がってくるコミュニティバス問題について、とりで生活者ネットワークでは、昨年からはチームを結成して調査活動を継続してまいりました。令和 5 年第 4 回定例会の私の一般質問で、調査結果を報告させていただきましたところ。資料をお願いします。こちら一部のあれなんですけれども、ちょっと小さいですね、藤代——旧藤代側の時刻表と、あと取手駅から井野団地のほうに——旧取手のほうを比較したものになります。4 月 1 日の改定以降のものになっているので、多少、藤代駅、紫水間はコミバスの本数が増えました。そして取手駅から井野団地に関しては、

関鉄のバスが朝晩の便が少なくなっているということが分かりました。こちら見ていただきますとおり、その際に申し上げた一番大きな問題というのは、旧藤代地区に公共交通がほとんどないということでございます。旧取手地区は不便とはいわれているものの、ほかの近隣自治体に比べてもまだ手段があり、本数もあるのが現状かと思えます。市税を投じてのコミバスには、利用機会の平等ではなく、移動手段環境の平等という考えを採用していただきたいと考えています。公共交通に限らず、移動手段として取手市が抱えている課題をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） おはようございます。それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。取手市が抱える移動に関する課題との御質問でございますけれども、高齢化への対応が第一に挙げられるかと思えます。取手市は昭和40年代からの住宅団地造成で人口が急増して、都市化した町でございますが、そういった住宅団地または集落の中で高齢化が進み、自家用車を運転することが困難となり、併せて核家族化の進行により同居する家族の方の送迎が受けられないなど、移動にお困りの高齢者が急増しているものと認識しております。一方で、そういった人々の移動を支えるべき鉄道、路線バス、タクシーなどの交通事業者におきまして、利用者減、燃料費の高騰、人手不足など様々な構造的な問題を抱えておりまして、これまで続けてきた民間事業者が収益を確保する形で公共交通を担うということは、年々難しくなっておりまして、その持続可能性が危ぶまれております。そのほか、公共交通の利便性が享受できない、いわゆる交通空白地の問題、路線バスとコミュニティバスのカバーエリアが重複していることにより生じる競合の問題、公共交通全体の利用者増進の問題など、様々な検討すべき課題があるものと考えております。そういった中で取手市におきましては、令和6年度と7年度の2か年にわたって、地域公共交通計画策定に向けた作業を行っていくこととしております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では、それらの課題を踏まえ、計画策定の方針、大まかなゴール設定をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。計画の策定に当たりましては、ただいま申し上げました課題の認識を踏まえまして、高齢者をはじめとするなるべく多くの市民の方の移動手段を将来にわたって確保していくために、既存の交通機関の連携強化と役割分担の明確化を図りながら、スクールバスや企業送迎バスなど、市内の交通資源を総動員して活用する方策を検討し、さらには取手市に合った新しい移動サービスの導入の検討を行うなど、効率的で持続可能な交通ネットワークの構築を目指していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今後、人口減少で社会が縮小していくのは避けられません。公共交通で補えることは限られてきます。公共交通を使うということは、自宅からバス停・駅までは自分で行く必要がありますが、バス停・駅まで行けない人というのが、これからどんどん増加していくと考えます。福祉部との連携が非常に大事になってくると思いますけれども、現在、協議は進んでいますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えいたします。現在、福祉部との情報の共有は行っているところですが、具体的な協議までには至っておりません。今後、計画策定に向けて庁内検討会議の開催も予定しておりますので、その中で、計画策定方針等の情報共有や施策調整のために緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） しっかりとよろしく願いいたします。私が想像する地域公共交通計画と申しますのは、鉄道、民間バス、コミバスというのは、役割分担しながらハブを結合するものに、そして、タクシー、福祉有償運送、企業バス、病院バス、スクールバス、ライドシェアなどの市内のあらゆる移動手段というのを駆使してその間を埋めていく、そんなイメージで考えておりますけれども、そういう想定というのはありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。本年度行います調査の中でも、やはり既存の交通事業者だけではなくて、企業の輸送手段とか、先ほどの福祉関係の移送とか、そういったもの、どんなものがあるかヒアリングしながら把握して、それらをうまく連携させて交通のネットワークを組み立てていきたいと考えているところです。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では、その基礎調査の方法について、伺ってまいります。どこに困っている人がいるのか、どんな困り事なのか、何をどこまで行政サービスで補うのか。民間や地域など社会資源との連携はどうするのかといった観点で、現状把握をどれだけ正確に行えるかが計画策定の鍵です。実態調査をどのように行っていくのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。令和6年度は公共交通計画の策定に向けて調査業務を実施いたしますが、この調査によって、その先の計画の内容が定まる非常に重要な作業だと考えております。その調査内容としましては、まずは国勢調査や国の交通量調査など既存の調査、その他、様々なデータを活用するなどして、市内交通の現状や地域ごとの客観的な課題を抽出いたします。またそれとあわせて、市民の移動実態やニーズを把握するために、市民全体から抽出するおおむね3,000人規模のアンケート調査、そのほか、路線バス、コミュニティバス、駅利用者などへの公共交通者アンケート、そして、交通事業者や移送サービス事業者など関係者へのヒアリング、こういったものを積み上げていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） これまでのアンケート調査と申しますと、2,000通が通常かな

と考えておりました、そこを3,000通ということで、しっかりとやっていただけるのではないかなと考えております。また、私いろんな立場で、いろんな事業について再三申し上げてきてるんですけども、市民へのアンケート調査だけではなくて、地域に職員自ら出向いて行って現状説明と理解を進めて——進めた上での聞き取り調査というのが必要と考えますけれども、その取組というのは予定されていますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えいたします。調査によりまして抽出——見える化された課題をより具現化していくために、地域との意見交換なども必要に応じて、もちろん行っていきたくて考えております。意見交換の方法や規模などについては、今後、調査業務を委託している受託者などと、ノウハウを参考にさせていただきながら検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） しっかり足を使ってやっていただければと思います。次に並行して取り組めることといたしまして、計画策定までは2年ということですね。並行して具体策を構築していくとしても、移動手段が現状から大きく変わるには、最低3年程度かかると推察いたします。それまで、現状のまま何も対策しないというわけにはいかないと思うんですけども、並行して何か取り組む予定というのはございますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えいたします。今後、市内の交通利便性を維持する——していくためには、既存の鉄道や路線バス以外に企業の送迎バスの空き時間を使った移動など、様々な資源を活用する検討も必要になってきますので、他市町村の先進事例なども研究しながら進めていきたいと思っております。また、今後早急に取り組まなければならない交通の施策として認識しておりますのは、路線バスの存続に向けた支援でございます。2024年問題として表面化した運転手不足の問題は、決して解決されたわけではなく、今もなお路線バスの持続性に暗い影を落としています。運転手がさらに不足すれば、バス事業者は影響が少ない路線から——言い換えれば利用者が少ない採算性が悪い路線から、運行の見直しを行わざるを得ません。こうした中、複数市町村を結ぶ広域的な地域幹線系統につきましては、国や県との協調による一定の支援の枠組みが設けられたところですが、特定のエリアを局所的に巡回するような路線で、利用者が少ないものについては、今もなお廃線の可能性があるものと強い危機感を持っています。取手市としましては、もしバス路線が廃止された場合、コミュニティバスによる補完などを検討しますが、補完にも限度がありますので、財政負担は増えて交通利便性が著しく低下します。やはりそういった路線の維持のために、運転手確保の支援や利用促進の支援を検討することとともに、一定の財政的な支援の検討も行わざるを得ないのかなとは考えているところです。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 交通に関する様々な社会資源というのがあってはいるんですけども、実際、情報というのが今集まっていない状況で、ここそこに知っている人だけが使っているという状況だと思うんですね。それを、社会資源の情報というのを1か所に集めて、ホ

ームページ等で発信するなど取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えいたします。現在、市内の交通手段としましては、鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティバス、企業・病院の送迎バスなどが挙げられますが、これらの交通手段をまとめたホームページやガイドブック、このようなものは作成してないところであります。他市町村の例ですと、コミュニティバスの時刻表に他の交通機関の案内を入れてるところなどもありますので、そういった各種交通手段が網羅されてるものを作成することも効果的な利用促進の一つにあると思いますので、こちらにつきましても、他の取組などを参考に、誰もが公共交通を利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひよろしく願いいたします。また、コミバスのロケーションシステムの活用やヤフー乗換え案内など、アプリを使いこなすことも大切だと思います。情報弱者に向けても働きかけを検討していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えいたします。交通アプリを使いこなすことができれば、外出の際に各公共交通機関を効果的に利用することができるため、金銭面や所要時間の面で大きな助けになりますが、そのためにはスマートフォンなど、これらを使用できることが前提となっております。そのため、交通アプリの利用についてレクチャーすることで、高齢者に対し積極的な交通機関の利用を即すことができるものと考えられますので、シニアスマホ教室やスマホよろず相談などの既存の場を活用したり、取組等を検討していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 私は、高齢者こそデジタルというのを上手に使っていく必要があるのだと考えておりますので、ぜひそういったところも頑張っていただければと思います。

それと、あと市民も意識を変える必要があると考えております。将来に不安を抱きながらも、皆さんいろんなお話聞くんですけれども、今は車運転できるからいいけど、将来が不安だわと言うんですけれども、じゃあその後のことをちゃんと考えてるかというのと、考えてなかったりするわけですね。そういった形で、ちょっとこう思考がストップしてしまっている状態かなと思っています。少し未来を想像してみるということが必要だと思っています。そういったきっかけづくりとしても、その地域に出向いて行ってということを活用していただければと思います。

また、長塚議員が取り上げていらっしゃいましたデジタル田園都市国家構想交付金についてなんですけれども、ちょっと調べましたところ、交通・観光分野で、つくば市、牛久市、下妻市、土浦市の4市連携で、自家用有償旅客運送実証実験として、ドライバーバンクと配車アプリの実装が交付対象となっていました。こういった先進的なものにも、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でこ

の件は終わりにします。ありがとうございました。

次に、「こどもまんなか」な取手市の実現について伺ってまいります。こちらについては、小堤議員、加増議員の質問とちょっと重複するところもありますが、私なりの視点で伺ってまいりたいと思います。我が国が1994年に児童の権利に関する条約を批准してから約30年、初めて国内法であるこども基本法が令和5年4月に施行されました。今年度、取手市こども政策室を組織しまして、5月5日にはこどもの日に——5月5日のこどもの日にはこどもまんなか応援サポーター宣言をしました。そして、今後、子ども政策の柱としてこども計画策定に着手するわけですが、ここで改めて市長にこどもまんなか取手市のビジョン、目指す姿勢をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、根岸議員の御質問に答弁させていただきます。取手市が目指すビジョンというところです。常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に捉えるこどもまんなか社会の実現のため、こども家庭庁が発足し1年が経過した中で、国はこども施策を総合的に推進するため、令和5年12月にこども大綱を策定し、子どもや若者、子育て当事者の視点に立って、こども施策を推進していくことを決めました。このこども大綱においては、市町村はこども計画を定めるよう努めることが方針として打ち出されております。これに伴い、取手市も今年度より、取手市こども計画の策定に着手したところでございます。この計画は、子どもや若者、子育て当事者を対象とし、おのおののライフステージにおいて必要な支援を切れ目なく展開し、ウェルビーイングな生活を送れることができる社会である、こどもまんなか社会の実現に向けて策定するものです。対象となる子どもや若者の定義が広いため、計画の策定の運用を進めるためには、組織の垣根を越えた連携と積極的な働きかけによって、一人一人に合わせた誰一人取り残すことのないこども施策を展開してまいりたいと思っております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） これまでも様々なこども施策というのを打ち出して実行してきました。家庭児童相談室事業や教育総合支援センター事業など、他自治体にぬきんでいるものも取手市は少なくないと感じております。しかし、少子化の現状は変わらず、子どもたちの置かれた状況や環境はよくなっているとは言えません。これまでの施策のどこに課題があったのか、これまでのこども施策の課題は何だと認識されていますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。令和5年12月にこども家庭庁が策定したこども未来戦略によると、2022年に生まれた子どもの数は77万759人となり、統計を開始した1899年以来、最低の数字となり、子どもの数がピークであった1949年に270万人だったことを考えると、約3分の1にまで減少している

と報告しております。今後も危機的な状況にある少子化への対応は最重要課題であり、令和6年度、国では異次元の少子化対策として様々な取組が具体的に挙げられております。このような背景としては、単一の要因によって引き起こされたものではなく、様々な要因が複雑に絡み合っていると思われまます。結婚に対する意識の変化により未婚化や晩婚化が進んでいること、価値観の多様化により結婚や出産を人生の必須事項と捉える方が減ったこと、経済的な負担や仕事との両立、多子を育てることに対する不安など、幾つもの要因が関係しており、その解決策へのアプローチも一本の真つすぐな道ではなく、表面的なものから深層的なものまで、様々な施策を組み合わせながら取り組んでいく必要がございます。こども施策の課題の認識との御質問ですが、市では現在、これまでに取り組んできたこども施策関連事業の現状を把握するとともに、課題の洗い出しを進めており、こどもまんなか社会の実現に向けて、地域の実態に合った必要な事業など抜け落ちていないかを改めて精査しているところです。今後については、その調査結果に基づき、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人残さず、健やかな成長を社会全体で後押しできるための取組の推進に努めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ちょうど昨日、出生率が1.2となつて、過去最低というニュースが載ってました。本当に幾つもの要因が関係し容易ではないということで、そのとおりなんですけれども、私は以前から何度も申し上げているとおり、子どもたちの問題というのは、大人社会の問題がそのまま子どもたちに現象としてあらわれているなど——のだと考えております。こども基本法第3条1項に、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること」とありますが、では大人の皆さんは個人として尊重され、基本的人権が保障されているのでしょうか。一番大きな問題は働き方です。正規雇用の長時間労働と非正規雇用の低賃金、さらにそこにジェンダーギャップが絡んできます。例えば正規雇用のお母さん、最近はお父さん——多くのお父さんが育児参加しているけれども、まだまだ女性の負担というのが大きいです。お母さんが19時に保育所から子どもをピックアップして、21時には寝かせなければと、とにかく子どもを急がせます。子どもの気持ちや子どもがどうしたいかなどを聞いている余裕はありません。非正規雇用を見てみると、窓口業務や相談業務、保育士、介護士などスキルと専門性を求められる多くの職種が低賃金で、そういった仕事の多くは女性が担っています。こども施策に従事している方々を想像してみてください。多くが女性で非正規雇用です。または長時間労働で忙しくて疲れ切っています。子どもと向かい合う大人の足場が不安定なまま、子どもたちを支えることができるのでしょうか。ロールモデルである周りの大人が不安の中で生活していれば、子どもたちも不安を感じてしまうのではないのでしょうか。本気でこどもまんなかな取手市を目指すなら、まずは私たち大人が力を抜いて、周りに左右されず、思ったことを口にし、対話しながら前に進むことが重要です。共に育ち合いながら、子どもへの温かいまなざしを社会の当たり前にしていくことが、こどもまんなか社会の実現の一步ではないのでしょうか。働き方を含む多くの問題は、とても一自治体では解決できるものではありませんが、みんなで共有し、近隣自治

体や県、国へ働きかける、声を上げていく、そういう気概が必要と考えます。どうでしょう、こどもまんなか社会は実現できそうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） 御答弁させていただきます。今、根岸議員のほうから我々大人の問題ということでお話しいただきました。まさにそのとおりだと思います。私たちもこれからアンケート調査をかける中で、子育て世代の皆様にもアンケートをいただいて、今抱えてる悩みであったり、それを解決するためにはどうすればいいか、そのようなことを声として、——実際の生の声として引き上げたいと思っております。それに向けて、我々としてはどのような改善策、課題に向き合っていけるかということも、このこども計画にしっかり盛り込んで進めていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、こどもまんなか社会の主役である子どもにとって、義務教育の9年間はとても大事な時間と考えますので、取手市の教育行政についても伺います。令和6年4月に第三次取手市教育大綱が運用開始となりました。その中で掲げられている基本方針1、未来を創り出す「とりでの子」がそれに当たるのかなと思っておりますけれども、改めて教育長にもこどもまんなかな取手市教育行政のビジョンをお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。教育委員会では、4月3日に取手市学校教育説明会を開きまして、石塚教育長より市内全教職員に向けて、一人一人の子どもの気持ちを理解するということが重要であるというメッセージを伝え共有し、令和6年度の教育活動のスタートを切りました。一人一人の子どもの気持ちを理解するには、一人一人の子どもの話をよく聞き、この子どもが今何を考え何をしたいか、また何に困っているかなどを理解していくことが大切であると考えております。取手市の教育行政は、これまで全員担任制やチーム指導、教育相談部会システムの導入、教育総合支援センターの相談業務の充実など、こども基本法の趣旨に沿って子どもの声を聴くことを大切にしながら、子どもたちを支える環境を整えてきました。こどもまんなかな取手市を実現していくには、より一層、子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもにとってよいこととは何かを考え、学校や教育行政ができることを実践していかねばならないと考えております。こども政策室をはじめ、関係各課との連携を深め、子どもたちが主役となるこどもまんなかアクションなどを——の取組を一層作り上げていかねばならないと考えております。今後も子どもが自立し、地域との関わり合いの中で、社会の一員としての主体性を持って成長できる環境をつくっていくことが、教育行政の使命であると考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） こちらも同様に伺います。教育行政も、子どもたちの健やかな

成長のために尽力なさってきていることは、もう昨日の鈴木議員の一般質問での御答弁を聞いていれば、十分理解できます。しかし、昨今の暴力やいじめの低年齢化、不登校や行き渋りの児童生徒の増加は、何を現しているのか。これまでの教育行政の課題は何だと認識されていますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。こどもまんなかな社会の実現に向けた課題としては、まずは教職員や保護者を含む——含めた大人が、子どもの意見を真剣によく聴くことであると捉えています。そして、子どもたちが自分の意見を述べたり、他者との対話や議論を通して考える機会を設けていくことが大切であると捉えております。また、子どもたちの自己肯定感を高めていくことが大きな課題であると考えております。現在は自己肯定感が低く、自分に自信を持たず、自分の意見や気持ちを表現することを苦手としている子どもが少なくありません。またこの背景には、学習や人間関係のストレス、生活環境の変化などが考えられます。いじめや不登校という大きな問題も、この自己肯定感の低さが大きく影響していると考えています。だからこそ、教職員や大人が自信を失っている子どもの言葉に真剣に耳を傾け、安心した環境を提供することで、子どもの自己肯定感を高めていかなければならないと考えております。子どもの自己肯定感を高めることで、自信を持って様々なことに挑戦し、失敗をしても諦めず、工夫して乗り越えていく力を発揮できるようになると考えております。これらの課題を克服し、こどもまんなかの取手市の実現に向けて、教育行政の立場から、関係各課や関係機関と連携しながら子どもたちを支えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 自信を失った子どもたちを、しっかり大人が支えていかなければというお話だったかと思うんですけども、申し上げたいことは、もう先ほどと同様です。やはり、子どもと相対する教職員の働き方が大きな課題だと考えます。教職員も一人の親であり、市民です。仕事で、家庭で、自分をゆっくり振り返る時間、子どもとじっくり対話する時間、充足感や幸福感を感じる時間はあるのでしょうか。こども基本法第3条第4項に、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」とあります。今、学校現場では、ベテランと若い先生の間の中堅の先生方がいらっしゃらなくて、人手不足な上、教育指導や相談もままならないと伺っています。一保護者としても、先生方を見ていると本当に大変そうです。教職員の意見は尊重されているのでしょうか。最善の利益が優先して考慮されているのでしょうか。先生方が実現できていないことを、子どもたちに実現できるのでしょうか、伝えられるのでしょうか。子どもは感じてます。子どもは大人の鏡です。大人ができないことは、子どもにもできないんです。教職員から、周りの大人から、変わる必要があります。

「こどもまんなか」な取手市を実現するためには、こども施策を実施する大人が力が湧かないままでは、子どもたちの幸福実現も難しいのだということをしっかり自覚することが、まず必要だと考えております。そこからなんです。大人も子どもと一緒にウェルビーイングを追求してまいりましょう。

次に、「こどもまんなか」な取手市実現のための、こども計画策定について、具体的なところを伺ってまいります。今回の計画策定の肝は、何と言っても、子ども・若者に意見を聴き、それを計画に反映させることです。単に守るだけの存在ではなく、子ども・若者を主人公に据えて、生きる力を十分に発揮できるようなものにしていただきたいと思います。現在予定されている計画策定に向けての意見聴取の方法や、その意義をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。こども計画は、こども基本法第10条に定められている努力義務の計画で、国が令和5年12月に策定した、こども大綱を勘案し策定することとされております。次代の社会を担う全ての子どもたちが安心して生活することができ、一人一人の健やかな成長を実現するため、地域の実情に合わせたこども施策を総合的に推進するための計画となります。本市が計画を策定するに当たっては、国が示すガイドラインに沿って、市の現状と課題の整理、意識調査の分析と結果の反映、また子どもの意見を聴取するための様々な機会を創出する事業についてを検討しているところです。一例を申し上げますと、若者がどのような未来をつかっていきたいかを自らが社会へ発信し、ともに「こどもまんなか社会」をつくっていく機運を醸成するためのプロモーション動画の作成や、子育て世帯が利用頻度の高い公共施設において、楽しみながらその施設への意見やニーズを集めるためのデジタルスタンプラリーの実進を進めていきたいと考えております。そのほかにも、子ども・子育て、働き方など、様々なテーマに関する各地域の課題に対し、企業、団体、個人と連携し、子どもや子育てを世帯——失礼しました、子どもや子育て世帯などを地域全体で支える機運を醸成するためのシンポジウムを、こども家庭庁と連携して開催していきたいと思っております。いずれにしましても、こども大綱に掲げられる子どもや若者、子育て世代などの当事者の視点を尊重し、その意見を聴き対話しながら、ともにこども施策を進めていくといった基本的な方針を鑑み、市としましても、意識調査にとどまらず、様々な意見聴取のための事業の取組を進めていくことで、市全体としてこどもまんなか社会の実現に向けた機運を醸成するとともに、多様な価値観を勘案したこども計画の策定につなげていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） もう少し具体的なところで、アンケート調査をすること、また未来——こども未来会議等を検討されていると伺っていますけれども、その辺で教えていただけることがあればお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 御質問に答弁させていただきます。自治体こども計画を策定するに当たっては、その基となる国のこども大綱におきまして、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を対話し——その意見を聴き対話しながら、こども施策を進めることとされております。今、根岸議員のほうから御質問がありました、とりでこども未来会議についてなんですけれども、高校生を対象として7月中に予定をしております。グループごとにワークショップなどを行いまして、各グループに子育て世代の市役所

職員などを配置しファシリテーターとなり、子育てや教育テーマについて、問題解決のためのアイデアを出し合ってもらい発表するような会議形式を企画予定しております。また、市内企業のやはり子育て世代の社員へも参加依頼を促し、グループへ加わっていただき、意見交換、講評などをいただきたいと思いますと考えております。そのほか、小学校、中学校など子育て当事者への意見を聴取する機会の取組も、教育委員会と予定企画しており、これから、こちらから出向き生の意見を直接聴くことについて、どのような手法がいいのか検討しております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） こども大綱では、こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえる——もらえているという思いを——こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思う子ども・若者の割合を、2023年調査段階で約2割だったものを、2028年に7割にする目標を掲げています。こども未来会議に参加する生徒にとって、自分たちの意見が十分に聴かれ、自らが社会に何らかの影響を与えられる変化をもたらすことができるという経験はすばらしい機会になると考えます。しかし、未来会議に参加する生徒は元来、自分の意見を言えてきた子たちが大半ではないかと考えます。なかなか自分の意見を言えない経験の少ない子たちにも、ぜひその機会があったらいいなと考えております。例えば出前講座のような形で、高校や中学校等に出向いて意見を聴くことはできるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 御質問に答弁させていただきます。子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高め、主体的に社会の形成に参画する態度を育むものとなります。市内の中学・高校などにおいても、地域社会に問題意識を持って主体的に関わるような取組はこれまでもされてきており、市ではこのような取組に賛同し、各部署・各分野から職員を講師として各学校に対し派遣を行い、生徒と意見を交わす取組を行ってまいりました。今後につきましても様々な工夫を積み重ねながら、積極的に子どもや若者のもとに出向き、直接対話をする機会を設け、こうした対話の場を形だけのものとせず、協働しながら「こどもまんなか社会」を実現していくための、実効性のある取組となるよう進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。取手市議会でも、中学生とのコラボ事業として出前講座・模擬議会を実施して、学校の協力を得まして主権者教育に携わってきています。ぜひそういった機会も活用していただけるとうれしいです。ここにいる皆さんは協力を惜しまないと思いますので。注意していただきたいのは、子どもたちは表現力がまだ未熟です。また、昨今の若者のコミュニケーションの特徴として、端的な言葉を多用したり、正反対の意味を持つ言葉を使ったりします。意見を聞き取る際にはその発言の裏や奥にある、本当に言いたいことを引き出すスキルが必要だと思いますので、よろしくお願ひします。子育てしやすいまちづくりの実現に向けた事業として、今議会の補正予算に上がっている、先ほど御説明ありました動画制作、デジタルスタンプラリー

一、リレーシンポジウムの三つの事業については、国の助成を受けています。これは県内では、茨城県と取手市だけが国からの助成を獲得できたものだと伺っています。取手市の取組が評価されたことを私も大変うれしく思います。取手市の子ども・若者のために引き続き頑張っていたいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上でこの件は終わりにします。ありがとうございます。

では最後に、子ども——放課後子どもクラブについて伺います。こちらについても赤羽議員、遠山議員が既に質問されていることとかなり重複いたしますので、再確認といった形で簡潔に御答弁いただければと思います。まず、最初の運営方法の変更点についてなのですが、私のほうで聞こうと思って伺おうと思っていたのが、主任支援員配置に至った経緯と、配置により期待する効果というところをお伺いしたかったんですけども、こちらは昨日の遠山議員の答弁であったのでそれで割愛をいたします。

もう一つ、今定例会に上がってます開所時間についての条例改正、こちらも、この開所は7時半から——休業——学校休業日、振替休日の日に7時半から開所するというところなんですけども、こちらもそれに至った経緯と期待する効果をお伺いしようと思ってたんですけども、こちら赤羽議員のほうの御答弁で分かりましたので割愛します。ほかにも何か今後改善する予定があれば、その点だけお答えいただきたいと思います。何かありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。今年度に入りまして、放課後子どもクラブ、保護者の皆さん・子どもたちがより使いやすいようにと、幾つか変更させていただきました。そして、主任支援員の配置であったり、今議会に提案させて——上程させていただいております学校休業日の早朝の開始時間の延長。もう一つ、この夏休みから昼食提供を実施いたします。これはアプリを活用しまして、希望する保護者が前日までに注文していただければ、当日のお昼までに各クラブに昼食を提供していただけるというものです。これはあくまで希望者ですから、全員ではございません。これにつきましても、市内のお弁当業者と市外のお弁当業者、2社で全放課後子どもクラブに配達していただけるように、今準備を整えているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 長期休業の際の開所時間や昼食の提供といいますのは、保護者にとって本当に利便性が向上するというところで、運用変更は好ましいことです。令和5年第3回定例会の総務文教常任委員会にて報告されたアンケート調査からも、少しずつ環境改善されていることがうかがえます。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらがそのアンケート調査の結果の一部なんですけれども、これは、お子様は子どもクラブに楽しく通っていると思いますかということに対して、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」、赤い部分のところは一定程度人数がいらっしやいます。それから、支援員の言葉遣いや態度は適切だと思いますかという問いに対して、やっぱりこちら「あまりそう思わない」「全くそう思わない」という方がいらっ

しゃいます。それともう一つ、支援員からの連絡や報告は適切に行われていると思いますかということに対しても、一定程度の方がいらっしゃると。で、今お見せしたのはパーセンテージからすると5から8%程度になっています。同じように令和5年もアンケート調査されていて、ちょっとその数字を見ると少しくパーセンテージ上がっちゃってるかなというところはあるんですけども、いろんな要因絡んでると思いますので、しっかり分析していただいて改善をしていただきたいと思いますと思うんですけども、こちら保護者対象のアンケートなので、実際子どもたちがどう感じているのかというのは分からないかと思いません。どの子ども心地よく過ごせるクラブになるためには何が必要なのかということですよ。これまで現状把握として保護者アンケートは行ってきました。支援員にも年1回は個別面談にて意見や意向を聴く機会があると伺っています。では、当事者である子どもたちに意見を聴いたことはありますか。まず、子どもたちがどのように感じているかアンケート調査等を実施してみたいかでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） それでは、根岸議員の御質問にお答えいたします。令和5年に実施した利用者アンケートでは、保護者と児童が相談の上で回答していただくようお願いして実施したものであります。また、放課後子ども教室を実施した際には、参加した児童に直接アンケートを行っております。アンケートでは感想や、ほかにやってみたいことがありますかということも記入していただいております。感想については、楽しかったなど、ほとんどの児童から好意的な意見をいただいております。今後の子ども教室に当たり、頂いた回答を参考に実施していきたいと考えております。このように、現在も子どもたちがどのように感じているのかということについては、しっかりとアンケート調査を行っていると考えております。今後も児童の意見を聴きながら、クラブの運営に取り入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 先ほどから何度も、子どもの声を真剣に大人が受け止めるということ、皆さん心に決めているところですから、しっかりやっていただきたいと思います。

クラブには、みんなが気持ちよく過ごせるようにと、様々なルールが決められていますが、中にはこれは本当に必要なことなのか、子ども本位ではなく支援員本位、大人本位のルールではないかと思われることもあるようです。安全確保に注力するあまり、子どもの行動を制限し過ぎたり、監視したりすることになっていると思われる事例を耳にします。転ばぬ先の杖が過ぎてしまって子どもたちの考える力、自己決定する力、自分の行動を自制する力などをそぐことになってしまっているのではないかと危惧しています。子どもにとっては理不尽なルールでしばられて、言うことを聞かないとしかられ、管理監督される場所は居心地がいい場所だとは到底思えません。子どもを守ると言いつつ、大人の都合で運営している点がないかどうか、点検が必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 根岸議員の御質問で、子どもが窮屈になってないかという

ころなんです、やはり放課後子どもクラブでお子さんを預かっている以上、安全第一、これが一番だと思っております。そのためにはやはりクラブで、ある一定程度のルールを設けて児童の皆さんに活動していただくというのは、これは多少はやむを得ない部分があるかなと思っております。ただ、もう一方で、支援員の都合で運営しているといったことは、これはないと思っております。一定のルール——全クラブで一定のルールに基づいて、安全安心で子どもに健やかに過ごしてもらおうという形になっております。ただ、その大人の都合でという意見も、教育委員会のほうには正直なところそういった声は届いておりません。もしそういった声があるのであれば、それはやはり改善していきたいと思っております。そういった意味でも、子ども青少年課の職員には、定期的に放課後子どもクラブを回っていただいて、支援員の声聴いて、やはり改善できること、こちらから情報を提供すること、それは常に心がけております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 大人の都合で決めているルールはないということなんですけれども、——そうなんです。大人というか、支援員さんはよかれと思って、子どもたちの安全を守るために決めているルールなんですけれども、そのこと自体を子どもたちがちゃんと理解できているかというところだと思うんですね。そのルールが、なぜそういうルールになっているのかというのをちゃんと子どもたちも理解して、お互いに信頼関係を築いていくということが必要だと考えています。信頼する大人に対してであれば、子どもたちは落ち着いて話を聞けると思っています。子どもと支援員の信頼関係というのが今築けてるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。支援員と児童の信頼関係が築けているのかということですが、ほとんどのクラブでは、児童との信頼関係というものは築けているものと考えております。しかしながら、やはり児童によっては、自分がやりたいことを途中でやめさせられてしまうというところで、そういったところへ不満をお持ちの方もいるということも、現場からは声として上がっております。私たち職員が各クラブを巡回した際に、まず何かをする際には必ず児童に、先に何を何時までやるとか、外遊びをする際にはこのエリアで中で遊んでねというようなことで、児童にあらかじめやること、それから守ってもらうことを話して、約束の上にやっていきたいと思います。現在、信頼関係を築くためにそういったことにも取り組んでいるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ちょっと聞くところによると、学校とか家庭だと言うこと聞くんだけど、放課後子どもにクラブに来ると、急に何か元気になっちゃうというお子さんがいらっしゃるというふうにも聞いてるんですね。でも、それも何かちょっと問題なんじゃないか——要するに学校と家庭では自分を殺して、放課後子どもクラブだけが自分を開放できる場所になっているのかなというの、ちょっと一つ懸念するところです。ですけども、でもそういうちゃんと自分を開放できるところに放課後子どもクラブがなっているというのは、とても大事なことだと思うんですね。やっぱり第三の子どもたちの居場所

として、しっかりこれからも安全に寄与しながら、でも子どもたちとしっかりと信頼関係を築きながら運営していただければと思います。よろしくお願いします。

最後になります。藤代小学校の子どもクラブトイレ整備についてなんですけれども、こちら先日の赤羽議員、遠山議員の答弁のとおり、空調照明等施設改修に併せて、室内トイレも整備するという理解で間違いないですね。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） こちらの件につきましても、赤羽議員の一般質問にお答したとおり、今年度の実施設計、来年度の工事に向けて、今検討を進めているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） もう長年の懸案事項となっていますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。今回の一般質問で、染谷議員と石井議員がハラスメントを取り上げていらっしゃいましたが、あれもこれもハラスメントになってしまうのは、何か言われたら自分を否定されたと感じる人が多いからだと思います。あなたはそう感じるんですね、私はこう思ってますよ。自分の気持ちをしっかりお伝えして、お互いの違いを認め合うことが、そこから抜け出せるきっかけになると考えています。子どもたちが全員、自分らしく安心して幸せにそれぞれの本領発揮できる社会にするために、私たち大人も自分を満たし、お互いを認め合い、ウェルビーイングを追求してまいりましょう。これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

〔拍手する者あり〕

○議長（岩澤 信君） 傍聴席の方に申し上げます。拍手等は行わないでください。

以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

最後に、細谷典男君。

〔17番 細谷典男君登壇〕

○17番（細谷典男君） 17番、細谷でございます。凶らずも最後になってしまいました。重複するような質問もありますので、その質問については省略したり、縮小したり進めさせていただきたいと思っております。私も1月の市議会議員選挙では、5期目の挑戦に当たりまして訴えたのは、取手にある重要課題、私は、市之代の火葬場問題、先送りさせてはいけないということと、西口の開発、そして桑原開発、この三つの重要課題、取り組ませていただきたいというふうに訴えさせていただきました。市之台につきましては、不信が渦巻いていた地区でございましたが、新市長になってから急速に環境は改善し、今や信頼関係は築かれていると私は思っております。ぜひ着実にこの市之台、先送りした問題について解決実現のため努力していただきたいと思っております。西口は今回取り上げますが、桑原開発も議論したいと思っていたんですが、私はまだまだ議論できる段階ではないというふうに思っております。ところが地元出身の杉山議員の質問に対し、市長は、明るい見通しを立て、都市計画決定まで言及されるということでございます。実はこの5日前にある会合に出席いたしまして、そのとき政権与党の有力な代議士から情報をお聞きしました。農林協議、これは政府間のお話ですが、大変明るいお話を聞きました。私も農林協議さえ整え

ば都市計画決定に大きく前進すると思ひますし、期待する声は多いので、私もアピールしていきたいと思ひますが、懸念することが一つござひます。それは、地権者がまだ固まっていないということござひます。とりわけ農家です。都市計画決定には農家の強い意思がなければなりません。今必要なのは、これを作り上げることでありますし、そのために市は集中しなければならないと思ひます。私は今まで、現体制ではまだまだ弱いと、これを強化してほしいというように求めていましたが、今回、副市長2名体制となり、司令塔のほうは完成しました。さらに桑原対策、職員の配置も含めて充実していただきたいと思ひます。この桑原開発は、その規模からも、効果からも、大変な大事業だと思ひます。成功すればNHKの「プロジェクトX」にも取り上げてもらえるようなものだろうと思ひます。私はこれを「プロジェクトK」と名づけます。この「K」は何か。杉山さん、桑原の「K」じゃないんです。黒澤副市長の「K」だと言うとプレッシャーを与えることになるので、これは私は、海東建設経済常任委員長の「K」ということに……

〔笑う者あり〕

○17番（細谷典男君） （続）したいと思ひます。海東委員長にプレッシャーを与えておきたいと思ひます。全力でこの課題解決するために私は努力したいと思ひますし、副市長にも御尽力お願いしたいと思ひます。それでは、質問に入らせていただきます。通告順に行ひます。まず、万博が始まります。これ、御答弁いただくの総務部長とお聞きしてますが、「310」という数字がお分かりになるのかどうか。そして、この万博が行政に大きな役割を果たすだろうというふうにお思ひますので、この点について御答弁をいただきたいと思ひます。

〔17番 細谷典男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） 細谷議員の御質問に答弁させていただきたいと思ひます。「310」についてお答えすればよろしいですかね。

○17番（細谷典男君） いやいや……。

○総務部長（吉田文彦君） （続）開催日までというところござひますかね。万博というところござひます。来年の4月から大阪で開催される予定になっている万博ござひますが、こちらにつきましては開催コンセプトが「未来社会の実験場」というとおり、未来に向けた社会をつくるため、世界中から新たなアイデアを創造・発信する場となることが期待されているというところござひます。開催に当たりましては、入場チケットの電子化ですとか、会場内の支払いの顔認証のキャッシュレス、手ぶらでスマホですとか、それからキャッシュカードを使わずに手ぶらで決済ができるというところも情報としてあるようござひます。そういった様々な最先端技術の紹介ですとか実証実験の場となることが想定されてござひます。今後様々なメディアにおいて、万博内で活用されているデジタル技術について取り上げられると思ひます。例えば顔認証の本人認証——もとい本人認証の手法ですとか、あるいはバーチャル空間の活用など、行政事務に応用できるも

のがないか、そういったものについて情報収集を今後行っていければなと思っております。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今、御答弁いただいたのはデジタルウォレットというもので、このデジタルウォレットは、入場の記録、パビリオンの参加記録、イベントへの参加とか、買物とか、全てが記録されるというデジタルウォレットですけれども、このデジタルウォレットは、ブロックチェーンという技術を基盤としてつくられます。ブロックチェーンというと、DeFi（ディーファイ）という金融サービスとか、DAO（ダオ）という企業——分散型組織をつくるものとかで有名ですけれども、今回の万博ではこのブロックチェーン技術のSBT（エスビーティー）というトークンを使う、これをデジタルウォレットに——のアプリとして搭載するという事で使われます。このSBT（エスビーティー）というのは、ソウルバウンドトークンということなんですけれども、改ざんができないということと、ノンファンジブルであるということ——つまり模倣できない、コピーできないということと、本人であるということがひもづけられる。つまり資格が証明される——万博でいうと入場資格ということになりますけれども、こういう技術です。この技術は——私はこのブロックチェーンというのは、行政に必ず役に立つのではないかというふうに思っています。とりわけ文書管理、文書が改ざんできない、そして記録が確実に保存される、そういうことで生かせるのではないかというように思うわけなんですけれども、このデジタル技術、これが——私が言ってることは、恐らく私自身も分からないことを言ってるんですね。

〔笑う者あり〕

○17番（細谷典男君） 会場に行って体験するという事で、かなり大きなインパクトは——影響を受けるというふうに思うんですけれども、このデジタル技術の習得について、万博の活用ということについてどのようにお考えになるのか、あるいは今までどのようなデジタルについて取組を進められてきたのか、その際、万博について利用するという事についてのお考えを聞きたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） 細谷議員の御質問に御答弁いたします。大阪・関西万博につきましては、デジタルの技術——先端技術を活用されたというところが——されていくというところがありますので、当課の職員も注視をしてまいりたいというふうに考えております。また、これまでにつきましても、議員の皆様にもお配りをされているジチタイワークス、こういった紙媒体での先進事例を調査研究したり、セミナーに参加したり、また国内最大級の東京ビッグサイトで行われる自治体・公共Week、こういった先端技術・先進システムを使った事例などを学びに当課職員行っております。今月末も行く予定でございます。こういったところで得たものを担当所管課のほうに情報を提供して、活用が図れないかといったところで情報収集しているところがございますので、これからも引き続き、情報の収集については、アンテナを高くしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） その点は了解しました。私の言いたいことは、情報管理課も大阪に行って実際に勉強してほしいと。総務部長は十分な御配慮をお願いしたいということをお願いしたいと思います。これはやはり市内の皆さんにも知らせていかなくちやいけないと思うんです。万博のポスターは庁内に貼ってありますけども、非常に目立たないところに貼ってあるような気がしてならないので、ぜひこれを盛り上げていくためにも、この周知を図らなくちやいけないと思うんですが、この啓発についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは答弁いたします。啓発ということで、ポスターが見つらいところに貼ってあるということですが、今、啓発については、日本国際博覧会協会というところから、随時、ポスターですとか、それから卓上の筒状のポップの広告のようなものとかが配布——送付されてまいります。そういったものについては庁内に掲示をする、あるいはカウンターの上に置くといったような形で啓発をしているということにとどまるということでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） その程度でとどまっちゃまずいんです。やはりこれはもっと周知しなくちやいけない。そのためには情報が必要なんですけども、この情報を提供する機関があります。それは万博首長連合なんですけども、この万博首長連合、ぜひここに参加していただいて最新の情報を得て、そして市内に広めていくというようなことをしていただきたいと思うんですけれども、この万博首長連合に参加する御意思があるのかどうか、必要性を感じているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。今、細谷議員からお話ございましたように、万博首長連合は、全国の市区町村長が、大阪・関西万博の成功に向けて各地域の機運醸成を行うために結成されたところです。現在、加盟自治体は659団体、県内では10市町村が参加表明しております。今回の万博の開催は、議員のおっしゃるとおり、国を挙げてのデジタル化の推進の大きな足がかりとしても期待されているところです。市職員にとりましても、貴重な情報収集の機会であることは承知しておりますし、また、PRも含めてこちらから様々なPRのものが提供されると聞いております。既に加入している県内自治体の活動状況等も確認しつつ、参加の表明を検討していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） これはぜひよろしくお聞きしたいと思います。そういうことに啓発も必要なんですけども、まず庁内の職員の皆さんにも、研修、あるいはこのスキルを上げるためにこの万博、見ていただきたいと、視察していただきたいというふうに思うわけなんですけども、この庁内、必要な部署、特にありますけども、さらに庁内を挙げて、この万博参加、御検討いただきたいと思うんですが、その件について御見解をいただきたいと思

ます。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） 御答弁させていただきたいと思います。大阪・関西万博につきましては、職員にとりましても自己啓発にとどまらず、先ほどもありました業務についても貴重な情報収集の機会として、期待値は非常に高いと考えられます。デジタル分野をはじめとする最先端技術の発信等を含めて、注目が非常に高まっているところでございます。今回、万博の会場が遠方であるということが1点ございます。公費によります職員研修としての位置づけをするに当たりましては、視察の意義や目的、それから期待される費用対効果などを総合的に精査・検討する必要があるかと思われまふ。あわせまして、万博が職員の自己研さんの有用な機会として位置づけられるような場合には、平日の勤務に対する職務専念義務免除の取扱いなどにつきましても、検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 市はやはり財政上の制約あるから、そういう御答弁はよく分かるんですが——その点は理解しました。この職務専念義務免除ということについては、これは万博休暇というような感じで理解していいですか。

[笑う者あり]

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。まず、職務専念義務免除ということになりますが、まず私たち地方公務員につきましては、地方公務員法におきまして職務に専念する義務ということで課されておりまして、これは法律または条例の特別の定めがある場合を除くほか——除く場合を含めて——除く場合を除外しております。取手市におきましては、職務の——取手市の職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、こちらの条例におきまして、その職務専念義務を免除するという特例を定めております。この特例に基づいた、規定に基づいた、例えば職員を——研修を受けるときという形で規定のほうに定められておりますが、こういった場合においては公務という形ではないので、当然にそこに公費の支出は充てられませんが、有給での休暇ではないんですが、職務を専念する義務を免除するという形で、そういった任命権者の許可を得てそういった免除を行うという制度になります。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 現段階ではそういうことだというふうに受け止めておきます。これから秋には予算の編成やら、いろいろ研修計画とかあると思いますので、ぜひ御考慮をいただきたいということを申し上げまして、次、教育委員会への質問に移らせていただきます。この万博における教育効果というようなことについて、どのようにお考えなのか、御答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

[教育部長 井橋貞夫君登壇]

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、細谷議員の御質問に答弁させていただきます。こ

の万博についての教育的効果という御質問なのですが、大阪・関西万博は、やはり世界各地から英知が集結する万博において、「いのち」「SDGs（エスディージーズ）への取組」「日本と世界の文化」「未来社会」を体感することができ、子どもたちの興味関心や可能性を伸ばすとともに、探求的な学習の場として最適であると考えております。最新の科学技術、異文化理解、イノベーション教育など、様々な分野に触れることができ、未来の社会を担う子どもたちにとって貴重な学習の場であると捉えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 了解しました。そのとおりだと私も思ってます。である以上、小中学校生徒にこれをどう生かしていただけるのか。やはり修学旅行というようなところで、遠いところですから、こういうことが非常に最適な候補地となるのではないかというように思うんですけども、この辺の市内小中学校の考え方などについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。修学旅行に関しましては、中学校の特別活動というところに位置づけられています。学習指導要領、特別活動では、旅行・集団宿泊的行事の項で、「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること」とされております。万博の見学におきましても、この狙いは十分達成できると考えているところです。現在市内の中学校6校では、3年生の修学旅行で関西方面に行っており、その機会を利用することは可能かと思われまます。修学旅行の行き先については、各学校で学習内容と照らし合わせながら決定しており、今年度は京都・奈良方面に2泊3日の行程で、日本古来の伝統や文化、歴史について学ぶことを第一の狙いとして行っている学校が多く見られます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 関西方面ということをお聞きいたしました。この関西方面ということであれば、この万博を組み入れるということについて、何らかのサジェスションというか、あるいは求められる、優遇される措置とか、そういうものがあるかどうか、あるいは県教育委員会としてこの万博を組み入れることについて推奨するというものについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。令和6年4月24日に、県を通じて文部科学省から、修学旅行等における2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の活用についてという文書が届きまして、市内の小中学校に通知したところです。この通知には、通常中学生は入場料が1人4,200円かかりますが、学校の修学旅行等の団体割引では、入場料が1人1,000円になると記載されております。この通知等を受けて、来年度に関しましては、現在中学校1校が、従来のユニバーサル・スタジオ・ジャパンへの訪問から、大阪・関西万博に場所を変更し、見学する方向で動いているところがございます。

す。他の5校につきましては検討中とのことですので、行き先決定の際の一助となるよう、大阪・関西万博の意義や学校団体割引券等の活用等について、各学校にいま一度提示していきたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） ありがとうございます。ぜひ、指導課長もそういう立場ですから見ておかないと指導できないと思います。

〔笑う者あり〕

○17番（細谷典男君） （続）ぜひ、教育長、教育部長、予算配置を予算編成に向けて御検討いただきたい。私は入れろとは言いません。御検討をいただきたいというふうに控え目に言っておきますので、よろしく願いしたいと思います。以上で万博のほうについては終わりにさせていただきたいと思います。

続いて、トイレの関係でございます。この点について、今回私はトイレの設置について、憲法の観点からお聞きしたいというふうに通告させていただきました。私は今まで議会活動を行っていて、憲法を意識して何か考えたり発言したということはありませんでしたが、2年前、安倍氏銃撃事件の後、旧統一教会、非難があふれました。そのときに取手市議会に、旧統一教会と関係があるんじゃないか、市長・議員を調査しなさいという請願が出されました。この議論のときに、世間を騒がせていた案件なんで、みんなどうしたらいいのか、相当悩みながら長時間議論しました。その時ベースに置いたのが憲法だと。憲法の——この請願は反社会で暴力的な団体だから、こういうところと付き合ってはいけないということなんですけども。それが実証されてないということであれば、憲法第31条の罪刑法定主義に反する、あるいは法の下での平等に反するというような議論をいたしました。その結果、正しい結論を導いたというように思っております。今回も生活する場にトイレがないということは、憲法に違反するんじゃないかということです。これ、25条の文化的な生活ということになりますけども、私も最近農家を歩くと、建物の外にトイレが置いてあるというのが幾つも見受けます。しかし、ほとんど使ってない。使ってるのが部長のところはあるというふうにお聞きしたんで、使ってるのもあるかもしれない。しかし、生活してるこの建物の中から、あえて外に出てトイレを使うのかどうか、ここは確かめる必要があるんじゃないかと思うんです。以前はトイレを建物の中に置くということについて、やはり衛生上の問題とか、生活上問題があっただけで外に置いたと思うんですが、今やもう外に置くというようなこと、そういうレベルはもう脱してるんじゃないかというふうに思うわけなんで、この憲法の観点から、生活の場においてトイレがないということについて、憲法違反ということになるかどうかということについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。藤代小学校の放課後子どもクラブなんですけど、これまで答弁したとおり、藤代小学校の放課後子どもクラブのトイレは、室内ではなくて隣接する体育館の外トイレを使用しております。また、体育館入り口の多目トイレを使用して、使用する際には職員が付き添って、児童の安全確保に配慮してきました。しかし、今後、藤代小学校の室内の——室内の環境の改善を図ると同時に、

トイレの設置に向けて今進めているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 行政がこの憲法と向き合うとき、私は3つあると思うんです。一つは、もう憲法が求めている段階に達しているというときです。これも昨年、一昨年、旧統一教会非難があって、いろんな行政のところで、信者には公共施設を貸さないというような事例がありました。こういうことについて、取手はどうなのかと私、問いただしたところ、取手市の答弁——私は取手市が市民と接するあらゆる窓口についてお聞きしましたが、この家庭連合の信者であることをもって、他と異なる対応はしないという御答弁をいただきました。まさに憲法に基づいた態度だろうと思います。こういう状態のときはこれを守るというのが大事だというように思います。二つ目は、憲法で想定しているところ達してないという状況のとき、例えば今回のトイレです。そのとき、これを憲法の求めるところに近づけていこうという努力をしている、努力をしていけばこれは憲法を遵守するということになると思います。一方、3つ目の対応としては、こういう憲法の想定している段階に達していないにもかかわらず、見て見ぬふりをする、無視をする、放置するというのであれば、これは憲法違反と問われると思います。今の御答弁お聞きいたしまして、取手市はこの第2の対応で、いわゆるここに近づけようと努力されてるということは十分分かりましたので、了解いたしました。ぜひ——憲法は理念は言ってますけど、期間は言っていないんですよ、憲法は。期間は言っていないで、これは我々が努力しなくちゃいけないということだと思えますので、ぜひ御努力いただくことをお願いしまして、この項目は終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長、次の質問に移るんですが、質問も最後になったということもありまして、**かなり重複した質問がありました。それらもあったことと、**私自身、もう一度精査しなければならぬというような課題も出てきたこともあって、この建設部関係の質問については削除させていただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） この道路と公園についてを削除という……。

○17番（細谷典男君） 全ての建設部。

○議長（岩澤 信君） 議長はこれを認めます。

○17番（細谷典男君） ありがとうございます。続いて、質問に移ります。

次に、取手駅西口開発に関わる質問に入ります。A街区の開発、今行われております。いよいよ使用収益開始を秋に見据えてという段階でございますけれども、この中で足踏みをしているという状況もあります。そういう中でいろいろな議論が出てきておりますが、その中で補助金につきましてお聞きしたいと思えます。この補助金、このデベロッパーだけがもうかるというような議論もあるわけですが、この補助金は誰が誰に対して補助をするのか、この点についてまずお聞きしたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきた

いと思います。この再開発事業に関する補助金でございますけれども、準備組合に対しまして、市が取手市市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づきまして、再開発事業施行に伴う一定の経費について補助金を交付することになります。その上で市が組合に対して補助金を支出した額について、国が市に対して補助金を交付することになります。そのため、再開発事業に要する費用の負担率は、組合が3分の1、市が3分の1、国が3分の1となることとなります。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 比率は了解いたしました。この計算——この率で計算して今のところ出された数字は、38億円ということになってます——今までの計画、これが再検討されてるわけですけど、今まではそうってます。この38億円というのは、ベースが変われば変わると。つまり、資材の高騰などで建設コスト総体が上がれば、3分の1という率でいくとすれば、この38億円という数字は変わるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。そのとおりでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この建設費がいかほどになるのかは、今の25階建ての計画から新たな計画で示されるというふうに思うんですけども、この補助が対象となる施設はどこなのか。この3分の1が適用される施設というのはどこが対象となるのか、この点についてお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。市が要綱に基づいて補助金を交付可能な対象事業は、国の補助要綱に定めるものとなっております。調査設計費用や共同施設の整備費などが補助対象となります。建築物の建設費用につきましては、共同施設の整備費のみが補助対象となっており、例えば、建築物の所有者や一般の利用者が利用する共用の通路やエレベーターなどが該当いたします。他方で、個別の住宅や事務所、店舗など、専用的に使用される部分につきましては補助の対象外となります。なお、国の補助対象となっていない建築物の部分につきましては、市独自に補助金を支出するということはございません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 補助対象というのは、市民も所有者とともに使うというような共同施設が対象になるという、その整備費ということですが、この本体の建設費と共同施設の建設費、これを分けるということは可能なのか。またどのように行うのか、この点についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。建築物の中のどの部

分が共用部分で、どの部分が専用部分であるかということ、建築費用という点におきまして明確に区分することは難しい面がございます。こうした補助対象となる共用部分の区分が難しいことを受けまして、国におきましては、建築工事費の一定の費用につきましては、積み上げではなく全体の建築工事費に対して、建物の階数に応じた一定の割合を乗じて算出した額を補助金の交付対象とするという方式、いわゆる包括積算方式が用いられております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 積算方式、包括でということですけども、その条件として建物の階数に応じたということをおっしゃいました。今まで——現計画といたらいいですかね、25階建て、この計画で行くとどのような補助率として計算されるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。現計画、25階建てタワーマンションという場合でございますが、こちらは20階以上ですので、建築工事に要する費用の26%の額が交付対象となるといった具合でございます。また、5階建ての非住宅棟につきましては、建築工事に要する費用の22%の額が交付対象となります。ただし、この積算方法の対象とならない駐車場などは、個別に積算した額が交付対象となります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 20階以上は26%。これは誰が計算してもこういうことになるわけですね。どういうデベロッパーだとか、あるいは権利者が1人であろうが20人だろうが、この計算は変わらないということに理解してよろしいですね。加増さんよく聞いてください。で、この——この補助率、階数が少なくなれば少なくなると。ただ、5階建てだと22%ということなんですが、今の検討されてるのは、5階でも25階でもないと思うんです。その間になるんじゃないかなというように思うんですけども、6階から19階まではどうなのか、この点についてお聞きしたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。6階から19階のところは、24%の額が交付対象という形になります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） これで検討——再検討するほうも一つ大きな確認ができたかなというふうに思います。ただ課長の答弁で気になったところは、この包括積算じゃなくて個別積算でいきますというところに駐車場を挙げられました。この駐車場を個別に積算するということなんですけども、この駐車場というのはどういう使い方をするのかということなんです。私どももまだ具体的には最終的に聞いていませんけれども、恐らくこの——例えば公共施設を入れる、来館者に使ってもらおうと、基本的には有料なんですけども利用者には割引を出すとか、テナントが入る——テナントにお買物に来る人に駐車場を使ってもらおうというようなことだろうと思っておりますし、そうじゃない人には有料で使ってもらおうと。

つまり、駅ビルのような駐車場のようなイメージも受けるんですけども、そうであるとする、最初に御説明あった共同施設だから補助金を入れるということと矛盾するんじゃないかというふうに思うんです。これは、市民であれば誰でもエレベーター使ったり道路使ったりできるように、所有者の建物をそういうふうにさせてもらいたいということであるからこそ、公金を出すと、こういうことになるんです。ところが駐車場は、誰でもやめていいですよというものじゃないわけです。ここに補助金を出すということについて矛盾があるんじゃないかというように思います。答弁書でこういうふうにかかれてるから、何らかの根拠があるんだろうと思いますんで、私はその根拠自体が間違ってる、間違ってるのかもしれないというように申し上げておりますので、この辺ちょっと研究していただけますか。私はこの駐車場に補助金を出すということについては、矛盾があるというふうに思っておりますんで、ぜひ御検討お願いして、次の質問に移ります。

再開発は当初 20 名で進んでいましたけども 8 名になってしまった。残り 12 名は、この共同化の事業に参加しませんということになりました。参加しないで単独で、個別でいくと決めた利用者？地権者？ではありますけれども、隣人であることについては間違いのないわけです。お隣さんなんですよ。やっぱりお隣さんとは協力し合っていかなきゃならないはずなんです。共同ビルを造るとき、どのようなビルになるのか、それに応じて、個別利用の人たちもその効果を考えながら自分たちの利用を考えるはずなんです。逆に言えば、個別利用の人たちが、どういうテナントを入れるのか、どんな建物にするのか、それが分かっていたら、全体の共同ビルのほうも考え方がまた一考することが必要ではないかというふうに思うわけです。A 街区というエリア全体を考えて、今 8 名と 12 名と、こういう形になりましたけれども、これが共存共栄を図るにはどうしたら———どういう対応をしたらいいいのかということ、必要性があるということ、一つ私は申し上げておきたいと思えます。

もう一つは、さらに言えば、駅ビル、そしてリボンビルです。この 2 つで今まで頑張ってきたわけですけども、大変落ち込んでいると、活気がないと、にぎやかじゃないという現状があります。これも逆転していかなきゃならないというふうに思うわけです。つまり、西口全体を捉えて共存共栄を図るためにこの A 街区があるわけで、その A 街区の中で共同ビルに参加する人と、そして参加しない人、この人たちの協力関係で———信頼関係は今ないと思うんですけども、どういうふうに———なくても、やはりよくしていこうと、この取手の駅前を茨城の玄関口にふさわしいものにしていこうという気持ちは一緒だと思いますんで、そういうことからのアプローチというのをさせていただけるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。もちろん A 街区におけます再開発の実施、こちらにつきましては、既存の商業施設と競合する関係ではなく、共存共栄を図り、駅周辺地区の商業活性化につなげていきたいと考えております。また、再開発に参加しない地権者の方々の土地利用を、こういったところも駅前の顔づくりとして、全体でにぎわいづくりと活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、様々な意見交

換などをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今の答弁を聞いて、きっと関係者はほっとしてるんじゃないかというように思います。やはり何しろ信頼関係をつくるというのが一番大事で——それはもう浅野部長が本当によくやっていただいているというのは十分理解しておりますので、あと一頑張り、ひとつお願いしたいと思います。そこでお聞きしたいのは——私は公共施設が入るという前提で御質問いたします。そうなったときに、開発における、市が公共施設として入る場合の市の関わり方なんです。関わる時期についてお聞きしたいんです。つまり市は、あそこに床を買って、そしてそこに公共施設を入れるということなんですけども、この床を買うのはどのタイミングで、そしてどういう立場で関わっていくのか、このことなんです。もしも買って購入したとなれば、取手市はこの建物の有力な所有者の一員になります。このことについて組合設立当初から関わるのか、それとも開発が終わってビルが完成した後、消費者として購入する——その床を買うのか、このことなんです。このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。市はA街区に複合公共施設を整備するために、再開発ビルの床の一部を購入するという予定でおりますが、本組合設立後に再開発ビルの床を購入する方法としましては、参加組合員となった上で床を購入する方法と、参加組合員とならずに床を購入する方法がございます。参加組合員とは、組合員となるための土地の権利を有していないものの、将来の建築物の床の一部取得者としてあらかじめ組合の定款に定められ、組合員と共同して事業を行うものとのことで、都市再開発法で規定されているものでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） どちらでも可能だということなんですけども、この再開発の組合の一員となって市が床の購入を目指すのか、それとも単なる消費者としていくのかでは、違いがあります。開発には当然リスクと責任が——開発に組合の一員として加わるということについては、リスクと責任を負います。負いますけれども、組合員となればほかの所有者と同様、共にリターンを得ることができるわけです。ざっくり言えば、床を原価で購入できるということです。ところが、これが完成後の購入となれば、一般の売出しと同様ですから、そこは開発費や経費や様々な人件費や、あるいは利潤も乗っての価格になることが想定されます。リスクはあるけれども、今——今じゃなくてこれから都市計画決定後、組合ができた。ここに加入すれば、地権者の皆さんとともにリターンを得られる。これはデベロッパーがもうけちゃいけないということは絶対ないですから。デベロッパーは利益を求めて行うわけで、これを否定することは何もないんです。どんどんもうけてもらっていいんです。そのもうけは全体で享受すればいいんで、その輪に市が加わるかどうかということなんです。ただ、この計画が失敗するんじゃないか、リスクがあるんじゃないかという懸念があるとすれば、それはやめるべきなんです。ここはもう浅野部長の決意と覚悟が示される時なんです。この開発を必ず成功すると、そして、みんなのリターンを

取るんだという決意で行くかどうかということなんです。どのタイミングでこの床を取得するのか。この点をお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。参加組合員になる場合には、定款に定める必要がございます。再開発組合の設立の認可申請の際に、定款及び事業計画を定める必要があるため、参加組合員になる場合には、この組合設立認可申請時のタイミングとなります。他方で、参加組合員とならずに床だけを購入することも可能であり、こうした場合に、どのタイミングで床を購入するべきであるかといった点につきましては、今後、深く検討していきたいと考えております。参加組合員になるべきか否かという点と、どのタイミングで床を購入することが妥当かといった点につきましては、今後、他市の事例なども調査を——調査と研究を進めながら、メリットとデメリットを比較した上で慎重に検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 部長、他市の事例など関係ないんですよ。これは自信があるかどうかなんです。私も部長に聞くのは酷なことだと分かってます。これは政治の判断でこういうことになってきたわけですから、最終的には中村市長に決断してもらおうということを求めておきたいと思います。

ここで私は、成功する提言を——幅があるんですけども、させていただければと思うんです。中村中心市街地課長には大変恐れ多いんですけども、提案させていただきたいと思います。今、地権者の方々は大変な物価高騰、人件費も上がってる、輸送費も上がってるということで、今までどおりの計算じゃできないねということで、再検討、再々検討、入ってますね。検討されてますけれども、今までの計画であれば無理なんです。25階建て、図書館を入れる、取手市が床を購入する、そしてにぎわいをつくり出せ、その役割を開発ビルに課しては、私はコストダウンはできないというふうに思います。一番いい方法は、今、商業棟と居住棟、2棟配置してますけれども、この二つを一つにまとめる、一体にするということです。そして今建設費コストがかかっているのは、高層だからかかるわけです。高層だとすれば、はりもこんなに太いのをするしかないけれども、それが低くなれば、はりを少なくすることもできる。あるいはくいも、重さによって費用がかかりますから、そういうものも少なくなる。ですから階層を低くする。例えば15階建てぐらいにする、とすれば建設費コストは下がってくると思うんです。そうすると床面積が取れなくなると。床面積を取れなくなったところを、5階建ての商業棟、これをやめて一体として組み込んで、そしてこの5階建ても15階建てまで上げれば、床面積は今までと同様確保できるということになります。この商業棟をやめれば、床面積も確保できてコストもダウンできる。恐らくこの検討を準備組合は行ってるはずなんです。そのときに求められるのは、公共施設を入れることの是非について、これは地権者にとっての是非です。地権者にとって公共施設を入れたほうが利益が出るのか、それとも公共施設をやめて、この床をマンションとして売り出したほうが利益が出るのか、これは検討されると思います。市から入るのはノーサンキューとなることもあろうかと思えます。このときに市は、どうしても駄目

だとそれでは、公共施設を入れてくれと、私は絶対それは言わないでいただきたい。地権者の計画に——あるいは地権者が今はじいてる——必死で彼らははじいてます、自らの生活とこれからの将来をかけて計算してるんです。そのときに市は口出しをしないということが、私は一番大事だと思うんです。検討の結果、市に買っていただきたいと、引き受けていただきたいとなれば、それは検討すればいいんで、自らが市が押し込むということは、私はやめていただきたいというふうに思うんです。その結果、この公共施設の配置が、開発ビルになくなったと、入らなくなったということになったときどうなのかということなんです。で、図書館の話が出ております。これは教育委員会からの動機付で発生したのではないんですね。本当に必要なかどうかというのは、もう一回精査しなくちゃなんないかとは思いますが、しかし今までの話の流れからいけば、今の図書館はもう——もうそろそろ時期が来たと、新しくしなくちゃいけないということだとすれば、次にその対象となるのは駅前のビルでいけば駅ビルかりボンビル、ここの空きフロアを活用するということにならなくちゃ——なるということになると思います。その際、今、公共で受け取ってもらいたい、これは再開発ビルの検討の失敗——失敗といいますか、うまくいかなかったことで、この再開発ビルに入れる予定の保育園が入れられなくなって、その結果、駅のどっかで引き受けてくれということになって、それが例えばアトレになる。図書館も入れる予定だったんだけど入れられなくなって、それをどうしようかとなったとき、リボンビルを活用すると。こういうことになれば一石三鳥、100%の活性化ではないんですけども、全体がうまく収まるというふうに思います。今、大事なことは、これは桑原も同じなんですけども、全て地権者——地権者の意向が私は一番大事だと思うんです。私は桑原も西口も、地権者全てとは言いませんけども、多くの人の意見を伺ってます。取手市を信用してないと言ってもいいかもしれません。大体この共同ビルに参加しなかった12人、12人は今どう思ってるかですよ。この参加し……

〔チャイム音〕

○17番（細谷典男君） （続）25階建てで行きましょうといったとき、参加——ここに参加しなかった人たちは、やっぱり参加しなくてよかったねと、失敗したじゃないのということになるかと思えます。しかし、これをもう一回再検討して、みんながベネフィット——みんながもうかるというような計画につくり直すとなれば、また戻ってくる可能性があるということなんです。ぜひこの点は、今まで市は口出しをし過ぎたと思えますので、これは今大事な時期ですから、ぜひ地権者の検討を見守っていただきたいということを申し上げて、私の質問は終わりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部といたしまして一つ、今おっしゃられたことに対しましても、考えを述べさせていただければと思います。議員おっしゃいますように、事業をどこの、桑原もそうです、西口もそうですけれども、事業を進めていく上では何より一番大事なことというのは、その地権者の方のお考え、どうしていったほうがいいのかというものは最優先されていくというものの——ということだと思います。市としましてももちろん市の大きな計画、ビジョン、これはもちろんございますので、その考えと、地権者

さんの望ましい考え、こういうものを一緒になって成長した事業として大きく進めていくこと——いくということが大切だと思いますので、この点は市も地権者の皆さんに寄り添いながら、お考えをよく聞きながら一緒に進めていくということに、これは変わりはありませんので、この辺は御理解いただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

〔チャイム音〕

○17番（細谷典男君） 浅野部長の言葉は、私はもう200%信頼しておりますので、ぜひ自信を持って頑張っていたきたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、細谷典男君の質問を終わります。

〔「議長、議事進行上の発言」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） ただいまの細谷議員の一般質問に関して、通告にあった道路と公園について、議長は細谷議員の言われるまんま、すんなり認めましたよね、質問を控えるということで。私も通告用紙を最初見たときに、議運のメンバーの一人としては、こんなに項目上がって1時間の中で大丈夫なのかなと思いました。でも、議運のメンバーとしては——中では、言論の府ですから、この議場——議会は、そういう意味では認めるということで何ら意見もありませんでした。——ということは認めたんです。1時間の中でこれだけの質問をするんだろうということで。ところが理由もなく——理由としては何か重複しているからということでやめたようなんですけれども、今回一般質問の中でほかの議員からこれと重複するような質問は一切出ておりません。重複と言えません。ついさっきまで担当職員の皆さん、ちゃんと待機していた、ここに。今突然言われて後ろに戻りましたよ。こういうこと、あっていいんでしょうか。私は議長の議事進行上、ちょっと問題があるのではないかと。細谷議員にも、そこはむしろ注意するべきだと思います。ちょっとその点考慮していただきたい。職員——担当職員の皆さんには、しっかり伝えるべきだと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 今、遠山智恵子さんから出た議事進行上についてなんですが、この後、議運のほうでこちら、取りやめについては諮らさせていただきます。

○23番（遠山智恵子君） 職員の皆さんも待機してるとということで、私は今ここであえて申し上げました。細谷議員もいるので、議運のメンバーじゃないんで。以上です、いいです。

○議長（岩澤 信君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 0時02分散会